

平成25年（2013年）第6回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成25年12月2日（月曜日）

招集年月日 平成25年12月2日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年12月2日（月）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	下田二一
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	工門利弘
建 設 課 長	上村康二	環境管理課長	井谷 哲
海山総合支所長	中場 幹	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | 発議第10号 | 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙 |
| 第5 | 発議第11号 | 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第6 | 議案第55号 | 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 | 議案第56号 | 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第8 | 報告第10号 | 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第9 | 報告第11号 | 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第10 | 報告第12号 | 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第11 | 報告第13号 | 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |

追加議事日程（第1号の1）

- | | | |
|----|--|---------|
| 第1 | | 議長辞職の許可 |
|----|--|---------|

追加議事日程（第1号の2）

- | | | |
|----|--------|-------|
| 第2 | 発議第12号 | 議長の選挙 |
|----|--------|-------|

追加議事日程（第1号の3）

- | | | |
|----|--|----------|
| 第3 | | 副議長辞職の許可 |
|----|--|----------|

追加議事日程（第1号の4）

- | | | |
|----|--------|----------------|
| 第4 | 発議第13号 | 副議長の選挙 |
| 第5 | 発議第14号 | 常任委員会委員の選任について |

追加議事日程（第1号の5）

- 第6 発議第15号 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 発議第16号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
- 第8 発議第17号 紀北広域連合議会議員の選挙
- 第9 発議第18号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第10 発議第19号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
- 第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

追加議事日程（第1号の6）

- 第12 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

7番 家崎仁行

9番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成25年第6回紀北町議会臨時会を開会します。

なお、本日の臨時会においては、行政番組まちの話題の収録のため、Z T V及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読いたします。

平成25年第6回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年12月2日（月）9時30分開議

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 発議第10号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙 |
| 第5 | 発議第11号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第6 | 議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 | 議案第56号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第8 | 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第9 | 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第10 | 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
| 第11 | 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について） |
- 以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

7番 家崎仁行君

9番 奥村武生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月25日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。

まず、本臨時会において提案される事件は、議会からの発議案が2件、長から提案される議案が2件、報告が4件となっており、計8件を受理いたしております。

その後、追加日程といたしまして、議長辞職の許可など、議会の組織構成に関する発議が提出される予定でありますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります、平成25

年度普通会計の9月分及び平成25年度水道会計の9月分について、同条3項の規定により監査委員から報告を受けております。

また、地方自治法第199条の第1項及び第4項の規定による平成25年度定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

報告書は、議会図書室に保管してありますのでご覧いただきますようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、下田副町長、大和教育委員長、安部教育長、関係課長の出席がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

日程第4

北村博司議長

日程第4 発議第10号 紀北町選挙管理委員会委員・同補充員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、11月27日に委員並びに補充員が任期満了となることから、去る11月15日付けで選挙管理委員長から選挙依頼の通知を受けております。

議長からの発議案でありますので、議会事務局長に議案を朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、発議案関係ページをご覧くださいませようよろしく願いいたします。

発議第10号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

紀北町選挙管理委員会 4人 任期は選挙の日から4年間

同 補充員 4人 任期は選挙の日から4年間

平成25年12月2日提出

紀北町議会議長 北村博司

以上でございます。

北村博司議長

本件につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

それではまず、選挙管理委員は別紙名簿のとおり山口剛信君、大西千恵子君、谷口房夫君、藤原規美子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま議長が指名いたしました、山口剛信君、大西千恵子君、谷口房夫君、藤原規美子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

当選者が議場に居ませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を

行うことといたします。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位 濱田鈴子君、第2順位 湊威二君、第3順位 濱田紀子君、第4順位 鬼頭昌之君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

ただいま議長が指名しました、第1順位 濱田鈴子君、第2順位 湊威二君、第3順位 濱田紀子君、第4順位 鬼頭昌之君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員につきましても、当選者が議場に居ませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことといたします。

日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 発議第11号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件については、広域連合規約において、広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うとされていることから、これまで広域連合議会議員でありました、尾上壽一氏においては、退職と同時に失職したため、現在は欠員となっております。11月12日付けで三重県後期高齢者医療広域連合の連合長から選出依頼の通知を受けております。

議会事務局長に議案を朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、3ページをお願いいたします。

発議第11号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を求める。

記

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員 1人

平成25年12月2日 提出

紀北町議会議長 北村博司

以上でございます。

北村博司議長

本件につきましても、地方自治法第291条の5の規定により議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員には、尾上壽一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した尾上壽一君を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま議長が指名しました尾上壽一君が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました尾上壽一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

今、頭を下げられましたので、意思表示と受け止めます。

その職務、よろしくお願い申し上げます。

日程第6～日程第7

北村博司議長

次に、日程第6と日程第7につきましては、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、人事案件2件につきましては、一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して議案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員会委員、紀伊長島区東長島2314番地、安部正美氏が本年12月7日をもって任期満了となることに伴い、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者である同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第56号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員会委員、大和秀昭氏が本年12月7日をもって任期満了となることに伴い、新たに、

海山区上里892番地3、森本鑛平氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

大和秀昭氏におかれましては、平成21年12月8日に就任していただいてから4年間にわたり、教育委員会委員として、教育行政に多大なご尽力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。森本鑛平氏につきましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方であることから適任であると判断したものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

日程第6

北村博司議長

日程第6 議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第55号につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願いま

す。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、議案第55号につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7

北村博司議長

日程第7 議案第56号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第56号につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、議案第56号につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8～日程第11

北村博司議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第8から日程第11まで専決処分の報告4件につきましては、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、報告案件4件につきましては、一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。引き続き、報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第10号 専決処分の報告についてでございますが、平成25年8月2日、午後4時5分頃、町内紀伊長島区内の国道42号古里北交差点付近におきまして、建設課嘱託職員が運転する町所有車両が、前方の車列に後方から追突し、相手側1名と車両2台に負傷及び損傷をさせる事故が発生しました。そのうちの1件の物損事故につきましては、本年10月11日、損害賠償額を35万円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告しようとするものでございます。

報告第11号 専決処分の報告についてでございますが、報告第10号 専決処分の報告についてで説明を申し上げました事故のうち、本年10月15日、損害賠償額を35万3,610円として物損事故1件分の和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、

同条第2項の規定により議会に報告しようとするものでございます。

報告第12号 専決処分の報告についてであります。平成25年4月26日、午前10時25分頃、三重県伊賀市内の国道368号菖蒲池交差点におきまして、海山リサイクルセンターの一般廃棄物運搬業務を委託している有限会社尾鷲環境開発の社員が運転する町所有の運搬車が、信号待ちをしていた車列に後方から追突し、相手側3名と車両3台に負傷及び損傷をさせる事故が発生しました。そのうちの1件の物損事故分につきまして、本年10月31日、損害賠償額を45万9,800円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものでございます。

報告第13号 専決処分の報告についてであります。平成25年7月25日、午前8時30分頃、紀伊長島体育館前におきまして、損害賠償の相手方の車両が駐車場から通路に出たところ、L型側溝が車両の重みで浮き上がり、フロントバンパー等を損傷させる事故が発生しました。その事故につきまして、本年11月1日、損害賠償額を30万8,511円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

現場での作業につきましては、周囲の状況をしっかり確認しながら十分な注意を払うよう指導をしているところでございますが、未だ事故が発生しているところでございます。慎重かつ安全確認するよう注意喚起ほか、必要な手立てを講じてまいります。本当に申し訳ございません。事故のほうが続いております。以上です。

北村博司議長

以上で、報告の提案説明を終わります。

本件につきましては、基本的に議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされているところでありますが、先ほどの説明におきまして、内容等について理解しがたい点があれば、再度、説明を求めるということで発言を許したいと思っております。

発言される方はありませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長にこの事故の件で、たびたび質問するのがつらいんですけど、町長、これ以後、事故と
いうか、今説明した以後、今日までに、大きなと
いうか、自損事故とかも含めてありませんか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自損事故が1件ございました。尾鷲のほうで。カーブで横転しまして、それが自損事故1件ございました。

北村博司議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長は説明しにくいと思いますが、聞くところによると、車が破損して使えないというようなことを聞きましたけど、そのような大きな事故じゃないんですか。把握していないのですか、町長は、その事故を。車の状態とか、人命がどうもなかったのは、それは幸いでしたように聞いていますけど、車が使用できないというような状況をお聞きしましたけど、それは確かですか。どのように町長は把握していますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、横転して、横のほうが全部やられましたので、大変、車両としてはですね、使えないような状態になっております。そういうことで、本当に、本人にも十分注意して、今、懲戒審査委員会に諮るべき、今、総務のほうでやっております。

北村博司議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長、問題はやはり、いろんな職員の考え方というんですか、いろんな出向する場合でも、必ず1人では行かないように聞いていますけど、かえって2人でいて、緊張感がほぐれて、話とか何かで事故を起こす。事故になるとか、いろんな方法がね、町長、やはり、もう少し追及してね、あまりにも町長、たびたび報告して、私らも追及するのが、これは心苦しいんですけど、もう少し、あまりにも事故が、事故というか損傷が多いようですし、大変な、車の事故というか、車の修理代が、決算のあれでも見ますと、かなり1,000万円以上のいろんなもの、車検を含めてありますから、もう少し町長の指導を1つ、町長自ら、やはり、指導するようにしていただきたいと思いますが、そのお気持ちが、お答えください

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。特に今回のような事故2件ともですね、本当にうっかりとしか考えられないような事故でございますので、私のほうも、本人を呼び出しまして、しっかりと注意させていただいて、また、副町長と総務課長には、各現場を皆回っていただきまして、職員に強く注意喚起を促したところでございます。また、そういった部分では、安全運転の技能の研修とか、そういったものにも行かせております。本当に情けない話でございますので、もっとしっかり職員にも、交通事故には十分注意するようにと。この間も課長会議がございまして、その場でも強くお話させていただいたところでございます。私のほうも本当に今のままでは情けないということでございます。

北村博司議長

ただいま、川端龍雄君が指摘された事故につきましては、議長の私も、事務局も、まったく報告等受けておりませんので、ちょっといきなり本会議で町長の説明があったんで、ちょっと私、いかななものかと思うので、この休憩までに文書報告してください。全く承知していませんので。何かちょっと私はいかななものかと思えますね。事実あったようですので、ちょっと出していただけませんか。

尾上壽一町長

はい。出させていただきます。

北村博司議長

次、東 篤布君。

10番 東 篤布議員

前にも何べんも言って、ほかの議員さんからも安全運転に関するいろんな意見が出たんですけども、僕は肝心なのは、例えば、皆さん、会社で考えてみてください。どんな大きな会社でも、中小企業でもあります。安全運転管理者がおってですね、事故があったらすぐに会社の社長であったり、役員会に報告があるわけですね。この公務員の公用車というのは、町民の税金で賄われているわけですから、安全運転管理者というのは、町長以下職員だと思うのですよ。そして、事故しました。お金がいるんです。オーナーである町民にですね、お金使いますよという報告だけなんやな。誰が事故したかも報告がないわけでしょう。事故する者にとっては非

常に楽なんやな。オーナーの耳まで行かへんのやから。自分らの仲間内で、安全運転管理者の中で処理されることだから。現に今、最近起こった事故でも、議長の耳にすら入っておらへんということが、一部の議員さんが知っておられるということは、町民の方が知っていると考えてもいいと思うんですよ。ですから、これはね、議長ね、結果報告は早くいただくということももちろんですけども、この報告の中でね、やっぱり安全運転管理者であるところの町のほうからね、職員の名前を言わなあかん、これ。だから、やるほうとしたら、やりっぱなしよ、これ。そうでしょう。皆さん、自分の会社に置き換えて考えたらよくわかるでしょう。安全運転管理者、組織があると。その中で処理されてしまうんです。全部。金払うのはオーナー、住民が払うね。でも誰が事故したかすら、その報告すらないということはですね、事故をするほうとしたら気楽なんよ。ええやん、身内だけで処理してくれるんやで、何とでもなるんや。この甘えがね、事故の原因ですよ。事故やりたくてやったことないとは言うけれどもね、やっぱり気の緩みが事故を引き起こすのでして、これは他人さんを巻き込んでね、事故を起こしたら、怪我をさせたりしたら大変ですよ。これはどうなんですか、議長、管理者のトップである町長に聞きますけど、名前は言うたらいかんの。秘密保護法とか、何とかっていうやつなん。そやないと、僕は気の緩みがとれんように思いますがね。かまんよ、総務課長でも誰でも言ってくれたら。

北村博司議長

総務課長。

堀 秀俊総務課長

お答えします。懲戒処分、懲戒規程のほうでですね、処分するんであれば、公表規程に基づいて名前を公表することになりますが、それ以外については、公表はしないこととしております。

北村博司議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

町の事業を委託業者にしておる場合には、それは業者名でそれ以上は発表する必要はないと思います。その業者の中で、それなりの厳しい処分があろうと思いますからね。ただ、職員の場合には、これだけのお金がいって、罰金もないわ、何も処分がないから、名前も発表できないということならば、ますますこれは、課長、気の緩みにつながりはしないですか。罰則規程

を変えてね、発表できるようなあれにすればいい。何も本人を責めるのに言っておるんじゃないよ。これは事故したら当然や。僕らやったら新聞にでかでかと載るんだから。でしょう。死亡事故じゃないもんで発表せんのやじゃないでしょうよ。そこらは変えていけばいいと思うな。事故があったらすぐに町長に報告と同時に議会に、議長に報告してほしいですね。そして、予算がいるから、先に使わせてもらいますよと、議長に一言申し上げたあとで、議会のほうには、専決処分と、これが筋でしょう。この書類と同時に議長の耳に入るのもいかがかと思いますがね。その点はどうお考えでしょうか、町長。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長のほうに、議会のほうに報告が遅れたのは、誠に申し訳ございません。それと、職員のことにつきましては、しっかりと、気の緩みのないように、この懲戒審査委員会のほうも開きまして、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、これから、やはり、気の緩みとか、そういったものが、先ほども申し上げたように、それから生まれているような事故が多いものですから、そういったことのないように今後もしっかりと、議員の皆様のお言葉も本人にも伝えさせていただきたいと、そう思います。また、本当に議長にはお伝えもせず、こちらのミスでございますので、この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。

北村博司議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

やはり、自損で終わる場合でもそうですけども、ましてや他人さんにケガをさせた場合、特に私もほん最近ですね、社内で事故があったんですね。もちろん事故をされた本人にもですね、会社としての責任もございますけれども、家族の方にね、やはり、経営者として責任を問われるわけです。ということは、行政でも一緒だと思うのですよ。町長として、また、運行管理の責任者としてもですね、責任を重く感じないかと思っております。町の場合は死亡事故の経験もないでしょうけどね、こういう死亡事故なんかを起こした場合には、遺族に対する責任は一生背負っていかんなんわけですね。だから、厳しいようではあるけれども、やはりそういうふうな規制をしていかんとですね、他人にも、その職員の家族の方にも非常に迷惑をかけるわけですから、課長も町長ももう一度考えてですね、こういう公の場で発表するということは、何も決

してさらしものにするわけじゃないんです。気をひきしめてもらう意味で、申し上げておるんでして、その点をしっかりと、今後、気を付けますだけじゃなくて、具体的にですね、この部分の規定をこうしていくんだというお考えを述べてほしいと思います。今すぐに具体的に言えなかったら、ここをこう変えていくという前提で、名前が発表できるように規約を変えていきますと、言い切ってくれませんか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

検討はさせていただきますが、公表規準というような規則もございますので、他の市町の実例も調べさせていただきます。今後、検討させていただきたいと思います。

北村博司議長

関連してご質問される方、関連でなければ、私はちょっと発言したいのですが。よろしいですか。

何か、もう1ヵ月半も前の発生のようですね。10月15日ですか。間違いないですか。10月15日ですか。その前の8月2日の古里の事故につきまして、私、ちょうど大阪で議員研修を受けているときに、総務課長から電話連絡をいただきました。地元にいなかったにもかかわらず、ご連絡をいただいた。こうやって事故が発生しましたと。今回、全くどこからも報告等がない。火災なんかですと、危機管理なり、消防組合から文書が報告されます。遅くとも翌日には。今回、なぜひた隠しにしていたのか。単に忘れてただけなのか。このへんについては、大変不快に思います。意図的なものなのかどうなのか。厳重に注意を申し上げて、至急に個人名を出さか出さないかは別として、事故の事実関係だけの文書報告を、確認の、手元に配付するよう、至急に行っていただきたいと思います。

どうぞ、瀧本議員。

5番 瀧本 攻議員

専決の10号ですね。これはちょっと事案が違うと思うのですね。同じ損害でも。だからどういう状態であったのかということが、もっと詳しく。これは、おそらく保険の適用になるのですか。ならないのですか。

北村博司議長

工門財政課長。

工門利弘財政課長

保険としては、種類が違う保険でございまして、これは全国町村会総合賠償補償保険というのがございます。例えばですね、道路に穴が空いておって、それで自転車でそこを通過したときに転倒して怪我をしたと、そういったときも、この総合賠償保険を使うことになります。これにつきましては、7月25日に発生してですね、翌週になってからですね、本人さんから連絡があって、警察にも届けまして、そして、私どもも立ち会いましてですね、事故の発生状況を審査いたしました。そして、メーカーのほうにも、車両を直した場合、どれくらいいるかというふうな見積もりもしていただきまして、どのような損害の割合があるかということで、保険会社も含めまして、検討いたしまして、これは、タイヤでその側溝を踏んだときに跳ね上がったということで、側溝がまっ縦になったということで、ボンネットの下に潜り込んだような形で、車を突き上げるような形になりました。それでラジエターまで損傷してしまうようなことになりましたので、車は動いたわけですがけれども、これであれば、ちょっと町のほうに100%賠償の責任があるだろうという判断のもと、保険で30万8,511円、修理代を弁償したということでございます。以上でございます。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

関連で申し訳ございませんけれどもね、これは違う保険ですね、町村会の。町村会に入ってみえるんでしょう。そうすると、紀北町の町道、それから建物、管理している遊園地等々の、全部網羅しているのかどうかという、その年間の保険料がわかたらお答えいただきたいと思います。

北村博司議長

工門財政課長。

工門利弘財政課長

そうですね。自動車だけではなくに、町が管理するものすべてでございます。先ほど、遊園地と申されましたけれども、例えば、遊具で怪我をした場合もこの保険の対象になります。

それから、これは年に1回人口、1人当たり、私どもが入っておるランクは20通り、20段階あるんですけど、私どもが入っておるランクの保険ですと、1人あたり92.4円という保険料でございまして、これを本年4月1日現在の住基人口1万8,321人を掛けまして、年間169万2,860円の

保険料となっております。以上です。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

関連で申し訳ございませんけれどもね、最悪の状態の場合には、自動車の事故もありますけれども、やっぱり、ホフマン方式を採用して支払うことになっているのですか。そのへんのところ。年齢によっても違うでしょう。ホフマン方式というのを知りません。これは自動車事故ではね、いろはのいの字ですよ。ホフマンという人が作った法律ですね。事故の弁償のね、主に死亡事故ですね。後遺症。だから、最高で町の施設の中で、年齢にもよりますけど、殴られた場合には、最高いくらくらい出るんですか。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

申し訳ございません。契約類型として、私、20種類あると申し上げましたが、その中で私どもが入っているのは、9型というのでございまして、身体賠償の関係ですね、2億円まで出るようになっております。それから、財物の賠償、車とかも入るんですけれども、これが1億円、それから、個人情報等は2億円と、そのような保険になっております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。他にご発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで4件の報告案件につきましては、聞き置くことといたします。

日程にもございますように、本臨時会における私の職務は終わりました。

ここで、副議長と交代いたします。

玉津 充副議長、よろしくお願ひ申し上げます。

北村博司議長

ここで暫時休憩いたします。

10時30分まで休憩いたします。

(午前 10時 11分)

玉津 充副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 30分)

玉津 充副議長

ただいま、議長より交代の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。

何とぞ、ご協力賜りますようお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

日程第1

玉津 充副議長

議長、北村博司君から議長の辞職願が提出されています。

日程第1 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、北村博司君の退場を求めます。

(北村博司議員：退場)

玉津 充副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、辞職願を朗読いたします。

平成25年11月20日

紀北町議会副議長 玉津 充 様

紀北町議会議長 北村博司

辞職願

このたび、一身上の都合により、平成25年11月30日をもって、議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

玉津 充副議長

お諮りします。

北村博司君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充副議長

異議なしと認めます。

したがって、北村博司君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

北村博司君の除斥を解きます。

(北村博司議員：入場)

玉津 充副議長

北村博司君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いいたします。

北村博司君。

18番 北村博司議員

ただいま、申し合わせの任期満了に伴う辞表を出ささせていただきましたら、ご許可をいただきましたそうで、誠にありがとうございました。振り返りますと、昨年の12月に就任させていただきました。早いもので1年経ったわけでございます。私も議長職は4回目になりますけれども、旧町以来ですね、かつてないほど、公務が多忙でございました。以前の経験からいいますと、2倍あるいは3倍くらい様々なことがございました。一番最初に、本年1月4日の庁舎の移転がございました。合併8年間の最大の懸案が、ここでクリアされたといえますか、皆さんに大変ご心労をおかけしました。そのあと5月に皇太子殿下が、緑の愛護のつどい出席のため、3日間ご滞在になりました。誠に名誉なことに、町長、知事と、あるいは県議会議長とともにご先導役といえますか、ご案内役を曲がりなりにも、どうやら努めさせていただきました。

そういったことだけじゃなしに、本町議会としてもですね、私の拙い経験からいって、町長提案の補正予算案が2回に渡って否決されるという、かつてないケースがございました。これはある意味で、二元代表制における議会の団体、機関意思の決定でございますので、私としては、

今後もその責任を負う立場であります。さらに次から次へと訴訟がございました。新しい訴訟もあり、一審から引き続いたものがあり、大変ある意味では議会としても、議員皆様方が決断を迫られる、苦渋の決断だった方もあろうかと思いますが、様々な場面がございました。思い起こすと、本当によく我ながら曲がりなりにも務まったなという感慨でいっぱいでございます。思い残したことはないと言われたら、若干ございます。それは私の力不足であり、特に議会改革については、ある意味で種を蒔かせていただいた。次の議長はどなたになるかはわかりませんが、是非、この1年間の議論を踏まえて、一步、二歩、前進していただけるよう重ねてお願いを申し上げます。1年間、本当にありがとうございました。お支えいただきありがとうございました。御礼申し上げます。

玉津 充副議長

議長の職務、どうもご苦労様でした。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・議案の配付)

玉津 充副議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第2

玉津 充副議長

追加日程第2 発議第12号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であります。同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

(議 場 の 閉 鎖)

玉津 充副議長

ただいまの出席議員は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番 平野隆久君、12番 松永征也君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

玉津 充副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

玉津 充副議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の奥村 仁君から順番に投票をお願いします。

(投 票)

玉津 充副議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

平野隆久君、松永征也君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

玉津 充副議長

立会人の方、ご苦労さまでございました。席にお戻りください。

(立 会 人 着 席)

玉津 充副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票

うち有効投票18票

無効投票0票です。

有効投票のうち

中本 衛君 11票

家崎仁行君 5票

平野隆久君 1票

中津畑正量君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、中本 衛君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

玉津 充副議長

ただいま、議長に当選された中本 衛君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

中本 衛新議長

ただいま、栄誉ある紀北町議会第9代の議長にご選任賜り心より感謝申し上げます。私自身限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さ、身に染みて感じている次第でございます。今後の紀北町の発展と紀北町民1万7,904名からなる住民の切なる住民生活の安全に対し、皆様とともにがんばってまいる所存でございますが、今後とも、皆様のご自愛あるご指導のもと、ご鞭撻いただきますように、切にお願い申し上げます。

今後の紀北町としましては、安全で安心のできるゆとりと潤いのあるまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一一致した願いであると、私、思っております。そのことは、皆様とともに

と一緒に頑張ってまいる所存でございますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

玉津 充副議長

以上をもちまして、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。
それでは、議長、議長席にお着き願います。

玉津 充副議長

議長交代のために、暫時このままで休憩することにいたします。しばらくお待ちください。
(午前 10時 50分)

中本 衛議長

次に、副議長の選挙がございますので、15分間、暫時休憩いたしたいと思っております。
(午前 10時 50分)

中本 衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 05分)

中本 衛議長

ただいま、休憩中に玉津 充君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第3として
議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決
定いたしました。

追加日程第3

中本 衛議長

追加日程第3 副議長辞職の許可を議題といたします。

本件につきましても、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、玉津 充君の退場を求めます。

(玉津 充議員：退場)

中本 衛議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

副議長の辞職願を朗読いたします。

平成25年12月2日

紀北町議会議長 中本 衛様

紀北町議会副議長 玉津 充

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

中本 衛議長

お諮りします。

玉津 充君の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、玉津 充君の副議長辞職を許可することに決定しました。

玉津 充君の除斥を解きます。

(玉津 充議員：入場)

中本 衛議長

玉津 充君、ただいま、副議長の辞職が許可されました。

ここで副議長退任のご挨拶をお願いいたします。

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

皆様のご協力によりまして1年間の任務を全うすることができました。その間、議長のご指

導もいろいろといただきました。甚だ簡単ではございますが、これで退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

中本 衛議長

副議長の職務、どうもご苦労さまでございました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思えます。なお、委員会条例第1条の規定による、常任委員会委員の選任もあわせて日程に追加したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・追加議案の配付)

中本 衛議長

配付漏れはございませんか。

追加日程第4

中本 衛議長

追加日程第4 発議第13号 副議長の選挙を行います。

本件も、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口の閉鎖をします。

(議 場 の 閉 鎖)

中本 衛議長

ただいまの出席議員は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番 東 清剛君、10番 東 篤布君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

中本 衛議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

中本 衛議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の奥村 仁君から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

中本 衛議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

東 清剛君、東 篤布君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

中本 衛議長

立会人の方、ご苦労様でございました。席にお戻りください。

(立会人着席)

中本 衛議長

選挙の結果を報告します。

投票総数18票

うち有効投票17票

無効投票1票です。

有効投票のうち

平野隆久君 14票

入江康仁君 3票

白 票 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、平野隆久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

中本 衛議長

ただいま、副議長に当選された平野隆久君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、副議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

平野隆久君。

平野隆久副議長

ただいま、副議長ということで推挙されました。今までの議員としての経験を生かし、議長の補佐をし、また、議長の事故ある場合の代行を行い、今後、この1年間がんばっていきたいと思っております。今後とも皆様のご協力よろしくをお願いいたします。以上で、就任の挨拶とさせていただきます。

中本 衛議長

平野隆久副議長、よろしくをお願いいたします。

追加日程第5

中本 衛議長

次に、追加日程第5 発議第14号 常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。

お諮りします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり総務財政常任委員会委員に、太田哲生君、瀧本 攻君、家崎仁行君、玉津 充君、東 清剛君、中本 衛の6人。

教育民生常任委員会委員に、奥村 仁君、奥村武生君、東 篤布君、平野隆久君、中津畑 正量君、北村博司君の6人。

産業建設常任委員会委員に、東 貴雄君、樋口泰生君、入江康仁君、松永征也君、川端龍雄君、平野倅規君の6人。

以上のとおり指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員については、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、直ちに各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

中本 衛議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 30分)

中本 衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

中本 衛議長

午前中に、報告第11号で報告させていただきました案件の事故の概要について、執行部より報告があり、配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

中本 衛議長

まず、常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務財政常任委員長に 瀧本 攻君

同じく副委員長に 東 清剛君

教育民生常任委員長に 奥村 仁君
同じく副委員長に 中津畑 正量君
産業建設常任委員長に 東 貴雄君
同じく副委員長に 樋口泰生君
以上のとおり決定しました。

お諮りします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づく一部事務組合議会議員の選挙が必要であることから、ただいま、お手元に配付しました追加議事日程第1号の5のとおり、これを日程に追加し、追加日程第6から第11とし、議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6ほか5件については、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6

中本 衛議長

追加日程第6 発議第15号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。それでは指名いたします。

議会運営委員について、委員会条例第8条第1項の規定により、北村博司君、平野倅規君、川端龍雄君、東 清剛君、玉津 充君、家崎仁行君、以上の6名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定し

ました。

中本 衛議長

ここで、正副委員長の互選を行うため、午後1時15分まで休憩いたします。

(午後 1時 02分)

中本 衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 09分)

中本 衛議長

それでは、正副委員長の互選結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に 東 清剛君

同じく副委員長に 家崎仁行君

以上のとおり決定しました。

追加日程第7～追加日程第10

中本 衛議長

お諮りします。

追加日程第7 発議第16号から追加日程第10 発議第19号までの4件については、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第7ほか4件については一括議題とすることに決定しました。

追加日程第7 発議第16号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第17号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第18号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 発議第19号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の4件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、中本 衛、瀧本 攻君、川端龍雄君、平野倅規君の4人。

紀北広域連合議会議員に、中本 衛、瀧本 攻君、奥村 仁君、松永征也君、奥村武生君、樋口泰生君の6人。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、東 貴雄君、東 清剛君の2人。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、奥村 仁君、中津畑 正量君、北村博司君、入江康仁君、家崎仁行君の5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員の当選人となったことを告知いたします。

追加日程第11

中本 衛議長

次に、追加日程第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りします。

推薦の方法については選挙によることとし、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員は2人とし、川端龍雄君と入江康仁君のご両名を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名した2人を議会推薦の農業委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、ただいま議長が指名した、川端龍雄君と入江康仁君のご両名を推薦することに決定しました。

中本 衛議長

この場で暫時休憩します。

(午後 1時 14分)

中本 衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 15分)

中本 衛議長

各常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第12

中本 衛議長

追加日程第12 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務財政常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、別紙のとおり、平成26年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から挨拶の申し出がございますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日は臨時会を招集させていただきましたところ、多数のご出席を賜り誠にありがとうございました。提案いたしました、紀北町教育委員会委員の人事案件につきまして、原案通りご可

決をいただきましたことに御礼を申し上げます。

さて、本日まで議会運営につき、多大なご尽力をいただきました北村前議長、玉津前副議長におかれましては、1年間にわたり種々ご指導を賜りましたことを衷心から御礼を申し上げます。

今後も、本日、新たに就任されました中本 衛議長、平野隆久副議長をはじめ、新たに常任委員会ほか、各委員等に選任されました議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、町民の皆様方とともに、さまざまな重要課題に対し力を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますので、これまで以上の議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、本日の臨時会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

中本 衛議長

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議員各位のご協力を賜り、新たなる紀北町議会としての組織の議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

12月定例会については、早急に議会運営委員会を開催していただくこととなりますが、各常任委員会におかれましても、今後において、積極的な委員会活動を期待いたしております。

私としましては、本町の発展と町民福祉の推進に誠心誠意努力するとともに、議会の運営にあたっては、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすため、最前の努力を尽くしてまいりたいと決意する次第であります。

そのためにも、より多くの町民の皆様方のご意見をいただきながら、尾上町政とともに、地域独自の創意に基づく町づくりに向け議会も頑張っている所存であります。

執行機関におかれましても、より一層のご協力をお願い申し上げます、閉会にあたっての挨拶といたします。

中本 衛議長

それでは、これで平成25年第6回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 19分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25年 12月 2日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会副議長 玉津 充

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 奥村武生